

津和野町空き家情報バンク事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年4月20日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第39号

津和野町空き家情報バンク事業実施要綱の一部を改正する告示

津和野町空き家情報バンク事業実施要綱（平成24年津和野町告示第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「業者等 営利を目的として住宅の賃貸若しくは売買を仲介する法人又は個人をいう。」を「協力事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を受けた、町内に本店、支店、営業所又は事務所を有する民間事業者であって、空き家情報バンク事業の趣旨を理解し、空き家所有者と空き家利用希望者との空き家の売買又は賃貸のための媒介契約の締結を希望する事業者。」に改める。

第10条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 空き家登録者が希望する場合には、空き家等の売却及び賃貸に関する交渉並びに契約について、協力事業者に媒介を斡旋できるものとする。

様式第1号及び第4号を別紙のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の津和野町空き家情報バンク事業実施要綱（平成24年津和野町告示第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。